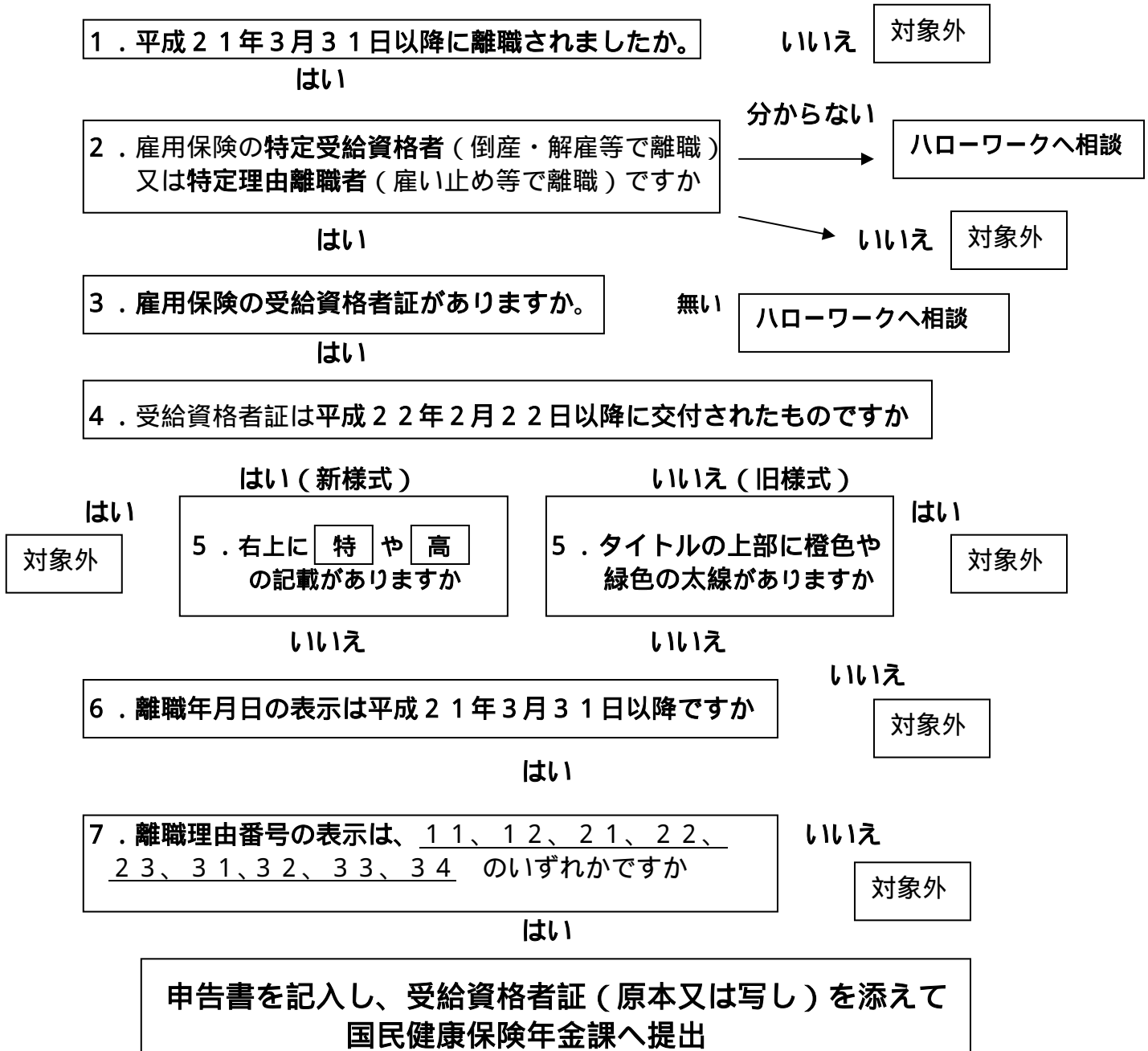


特例対象被保険者等申告フロー（非自発的失業者に関する軽減）

今回申請の対象になるのは、離職時点で65歳未満であった、世帯主、世帯員、及び特定同一世帯所属者で以下に該当する皆様です。



《郵送》受給資格者証の写し と申告書を同封のうえ、国民健康保険年金課宛に郵送することもできますが、後日、原本の提示をお願いする場合がありますので、ご承知おき願います。

受給資格者証の写しは、全体が写るようにコピーしてください。裏面及び続紙がある場合は、それらも確認できるようにしてください。